

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	37	所管厚労省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	労働者の安全及び健康の確保を図るため、労働災害及び職業性疾病の予防並びに労働者の健康の保持増進に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、労働災害及び職業性疾病等の原因の調査を行う、我が国唯一の労働安全衛生分野の総合的な研究機関である。					
沿革	○昭和17年 厚生省産業安全研究所 → 平成13年 独立行政法人産業安全研究所 ○昭和24年 労働省けい肺試験室 → 平成13年 独立行政法人産業医学総合研究所 ⇒平成18年 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合)					
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）					
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)			5	5	5	5 [0] (2)
常勤役員数			4	4	4	4
非常勤役員数			1	1	1	1
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)			107	98	100	100 [0] (16)
うち間接部門			17	15	14	13
うち事業部門			90	83	86	87
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)			9 (0)	11 (0)	8 (0)	10 (0)
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)			107.5 (107.5)	98.9 (98.9)	102.1 (100.7)	- (-)
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)			92.6 (90.0)	93.0 (90.9)	91.4 (89.5)	- (-)
年度			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算	決算	決算	決算	決算	当初予算
一般会計(百万円)			604	488	449	453
うち運営費交付金			604	488	449	453
うち施設整備費補助金			-	-	-	-
うち施設整備以外の補助金・交付金			-	-	-	-
うち委託費			-	-	-	-
うち出資金			-	-	-	-
特別会計(労働保険特別会計 労災勘定)(百万円)			1,702	1,751	1,543	1,617
うち運営費交付金			1,472	1,560	1,492	1,561
うち施設整備費補助金			231	190	50	56
うち施設整備以外の補助金・交付金			-	-	-	-
うち委託費			-	-	-	-
うち出資金			-	-	-	-
計			2,306	2,238	1,992	2,071
支出額の推移(百万円)			2,236	2,056	1,914	2,157
収入額の推移(百万円)			2,593	2,332	2,081	2,157
国の財政支出/収入額(%)			88.9	96.0	95.7	96.0
財務データ (平成24年度、百万円)	資産合計	11,513	うち流動資産	641		
	負債合計	1,269	純資産合計	10,244	うち利益剰余金	58

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	37	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-----	-----	-------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
				内訳（名称）	（額）	法人名	額
労働安全衛生分野の調査研究		次の調査研究を行うことにより、行政施策の基礎となる科学的データを提供し、法令・通達の制改定等を通じて労働者の安全と健康の確保を図る（独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条第1項）。 1 建設業の墜落災害、重機災害、倒壊・崩壊災害、製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、化学プラントにおける爆発・火災災害等の多発している労働災害の防止の関する産業安全面の調査研究 2 職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、じん肺、職業がん、化学物質による中毒、腰痛等の多発する職業性疾病等の予防に関する労働衛生面の調査研究	1,484	合計	1,632	-	-
				国費	1,492		
				自己収入	89		
労働災害等の原因調査		大規模な労働災害や行政機関だけでは災害原因の特定が困難な災害について、行政機関又は捜査機関からの要請を受け研究員を災害現場に派遣し、科学的専門的な観点から災害原因を究明し、その結果を行政機関又は捜査機関に報告することにより、同種災害の再発防止又は刑事責任の追及に貢献している（独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条第2項、労働安全衛生法第96条の2）。	430	合計	449	-	-
				国費	449		
				自己収入	-		

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

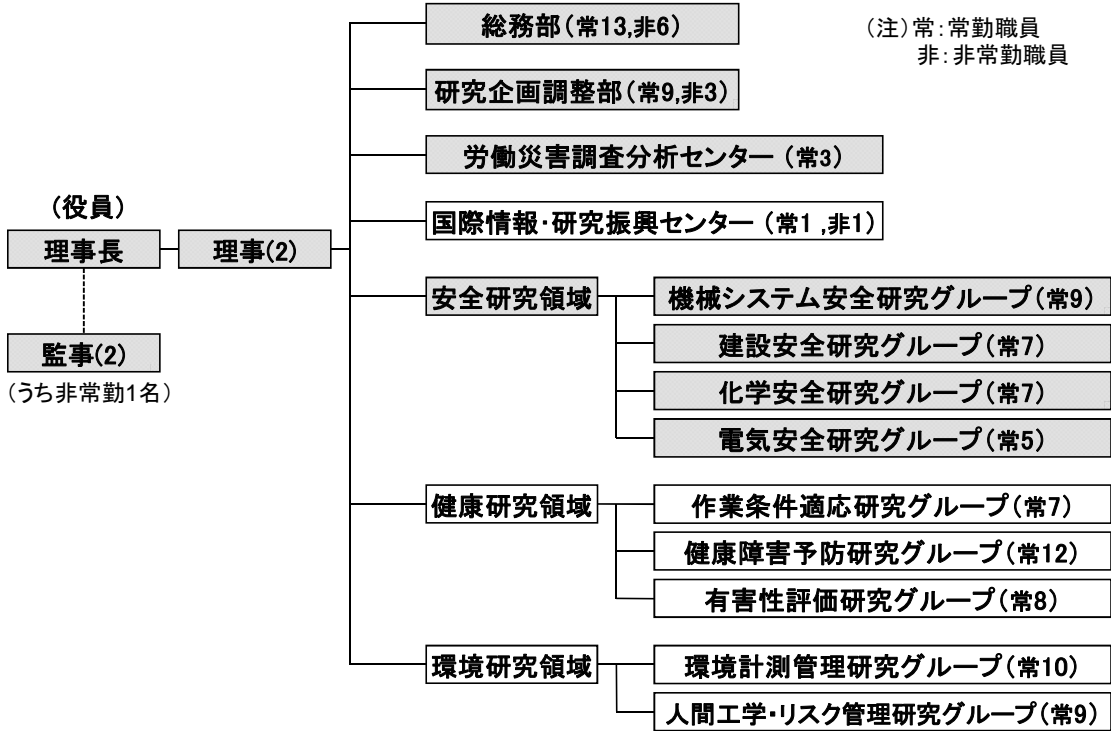
特別会計	法人合計（百万円）	合計	
		合計	労働保険特別会計
労働安全衛生分野の調査研究	1,543	1,543	1,543

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	37	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-----	-----	-------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人労働安全衛生総合研究所組織図（平成25年4月1日）



所在地 清瀬地区（本部）：東京都清瀬市

登戸地区：神奈川県川崎市

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

厚生労働省においては、労働安全衛生法等の法令や、各種技術的基準を定め、その遵守を事業者に義務づけることにより、労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進しているが、こうした法令や基準は、科学的な根拠に基づいて定める必要があり、その科学的根拠についての調査・研究を担っているのが独立行政法人労働安全衛生総合研究所である。研究所では、これまでの基礎的な研究などを踏まえて具体的に政策や法令に生かすために数年計画で実施する「プロジェクト研究」、社会ニーズを踏まえて行政から随時要請される緊急性の高い調査・研究である「行政要請研究」、将来的にプロジェクト研究につなげていくための基礎的な研究である「基盤的研究」を実施しているが、平成24年度実績では、研究所の調査・研究の成果を踏まえて策定又は改正された省令、技術指針、通達等は16件に上っており、主なものとしては以下のものが挙げられる。

①除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法に関する研究の成果が、電離放射線障害防止規則等の一部改正や、ガイドライン（「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」）に活用された。

②東日本大震災における石綿に係る廃棄物及び船舶解体処理時の石綿飛散状況の把握及びばく露防止対策に関する研究の成果が、建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の策定や、行政指導通達（「建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」など）に活用された。

③大阪府の印刷工場における「胆管がん」の集団発生に関する調査結果が、胆管がんに関する労災認定の資料として使用されるとともに、政令改正（特別な規制の対象に追加）、印刷事業場に対する指導のための通達（「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」など）に活用された。

④機械による労働災害の分析と対策の検討の成果が、労働安全衛生規則の一部改正（食品加工用機械に関する規定の追加）に活用された。

また、行政では原因究明が困難な大規模、複雑な労働災害について、研究所に対して労働安全衛生法に基づく立入調査権限が付与されており、災害の再発防止のための原因究明を専門的見地から実施している。また、労働災害に関する警察等からの鑑定依頼等にも協力している。平成24年度実績では、災害調査が8件、鑑定依頼等が31件となっており、主なものとしては以下のものが挙げられる。

- ①大阪府の印刷工場における「胆管がん」の集団発生に関する調査
- ②倉敷市内の海底シールドトンネル建設工事中の崩壊水没事故の調査

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

【メリット】

- ・従前は、単年度予算下での研究であったため、数年間にわたる研究をあらかじめ長期的な計画の下で実施することが難しかったが、独立行政法人化されたことにより、中期計画期間中の複数年の計画の策定が可能になり、研究の効率性が高まったこと。
- ・行政要請研究のような迅速性・緊急性が求められる調査研究に対しても、より柔軟に対応できるようになったこと。

【デメリット】

- ・事業の成果等にかかわらず、事実上、毎年、一律で予算が減らされるような仕組みとなっていること。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	344	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費
厚生労働省	367	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費に必要な経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
施設維持管理業務(清瀬地区)	研究所清瀬地区の警備、清掃、施設設備保守業務	17,325,000円	(株)須田ビルメンテナンス
施設維持管理業務(登戸地区)	研究所登戸地区の警備、受付、清掃、施設設備保守業務	39,632,250円	(株)日本環境ビルテック

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
実験動物管理業務委託	研究所登戸地区の動物実験施設における動物飼育管理業務	15,743,700円	(株)ケー・イー・シー

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>労働安全衛生総合研究所の研究は、実際に発生している労働災害や職業性疾病を把握・分析し、その原因を究明したり、予防対策を開発し、さらにその成果が政策に取り入れられたり広く社会に普及することによって、労働者の安全と健康を守るという目的を達成するものであるが、そのためには、労働災害や職業性疾病の臨床データがきわめて重要である。しかしながら、安衛研自体は臨床データを保有していないため、研究を進めるためには、労災に関する臨床データを最も多く保有している労福機構（労災病院）の協力が必要であるが、個人情報保護等の観点から、別法人間でのデータの共有は容易ではないのが現状である。労福機構と安衛研とを統合すれば、臨床データの研究への活用の障害が取り除かれ、研究の効率性が飛躍的に高まると思われる。</p> <p>また、安衛研は、その研究成果を直接社会に広めるための組織をもっておらず、セミナーの開催や、ホームページへの掲載という形で成果の普及を図っているが、広く全国の事業者、産業医等の産業保健関係者に普及する観点からは、必ずしも効率的とはいえない状況にある。一方で、労福機構は、産業保健推進センターという拠点を全国に有し、事業者や産業保健関係者に対して研修、情報提供、相談対応等を行っているため、このチャネルを活用することができれば、研究成果をより広く社会に還元していくことが可能となる。</p> <p>以上の観点から、労福機構との統合は、研究の効率性・有効性を高める上で意義が高いと考えられる。</p> <p>なお、現在、中央労働災害防止協会に委託している日本バイオアッセイ研究センター事業においては、化学物質の有害性の調査を行っており、調査・研究の効率性を高めるといった観点からは、この事業も併せて統合し、職業性疾病に関する調査・研究を一元的に実施することが、最も効率的と考えられる。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【労働安全衛生総合研究所及び労働政策研究・研修機構】</p> <p>○上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>平成24年の閣議決定においては、労働分野の研究を集約するという観点から、労働安全衛生総合研究所と労働政策研究・研修機構を統合することとしたが、労働者の安全や健康に関する研究と、雇用政策や労使関係に関する研究を一体的に実施することの意義は限定的であり、安衛研の研究の効率性を高めたり、その研究成果を社会に還元するという観点からは、上記(1)②のとおり、労災という同一分野において事業を実施している労働者健康福祉機構と統合することの方が、より大きな統合効果が得られると考える。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成22年11月26日政独委）</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p>第2 組織面の見直し</p> <p>本研究所については、独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的となる。</p> <p>このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るものとする。</p> <p>（参考）</p> <p>平成19年の閣議決定（労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合）が平成21年の閣議決定で凍結された後、平成22年5月に厚生労働省で省内仕分けが行われ、労働安全衛生総合研究所は、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所と統合することとされた。</p>
② 対応状況	<p>労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の統合については、平成23年に行われた独法改革における個別法人に見直しの議論の中でいったん白紙に戻された。その後、労働安全衛生総合研究所については、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において、独立行政法人労働政策研究・研修機構と統合するとされたが、「平成25年度予算編成の基本方針（平成25年1月24日閣議決定）により凍結された。今後は、上記（1）、（2）のとおり、安衛研と労福機構を統合する方針。</p>

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

労働災害による疾病や負傷の予防に関する政策は、労災病院における疾病等の把握や臨床研究の成果、安衛研における発生メカニズムの解明等の基礎研究の成果などによって得られた科学的知見を基礎としているが、労福機構と安衛研が統合されれば、統合後の法人が疾病や負傷の発生からそのメカニズムの解明まで一貫して把握・研究することが可能となり、予防のための施策を企画立案するために必要な行政への情報提供や助言が、迅速かつより効率的に行われるようになる。

安衛研を労福機構と統合することにより、具体的に見込まれる効果としては、以下のものが挙げられる。また、このような効果を通じて、疾病の予防や労災給付（医療費）の減少にもつなげることが期待される。

○労福機構（労災病院）の保有する臨床データの安衛研による活用

・安衛研においては、職業性疾病の予防等に関する総合的な研究を実施しているが、その研究の効果を高めるためには、臨床データがきわめて重要である。全国ネットワークを有する労災病院は、多くの労災疾病に関する臨床データを保有しており、安衛研が実施する労災疾病予防の研究の効率性・効果を高めるためには、労災病院の保有するデータの活用を促進することが必要である。

・具体的には、労災病院が長年蓄積している病職歴データを活用して安衛研が大規模疫学調査研究を実施したり、病院での症例などを端緒として、安衛研がその疾病の発生機序に関する基礎的な解析を行い、その原因物質についてバイオアッセイ研究センターが有害性の有無を確認するといったことが可能となる。

・これまで、労福機構の協力を得て、部分的にデータを活用した例はあるが、労福機構と安衛研が別法人であるがゆえに、労福機構が保有する臨床データを安衛研が労災疾病の予防研究に利用するためには、煩雑な手続きが必要となり、連携が相当程度限定的とならざるを得ないのが現状である。両法人を統合すれば、このような障害が取り除かれ、労災疾病の予防研究の効率性が飛躍的に高まる。

○安衛研と労福機構（産業保健推進センター）との連携による効果

・産業保健事業については、産業保健推進センター等を通じて事業場において実際に産業保健を担当している産業医、保健師、企業の安全衛生担当者などの産業保健スタッフに対して産業保健に関する専門的な支援を行うものであるが、労福機構と安衛研を統合することにより、以下の効果が見込まれる。

・安衛研は、研究成果を事業者、労働者、産業保健関係者向けのマニュアル等としてとりまとめているが、それを広く社会に普及するためのチャンネルをもっていないため、限られた部数に関係団体に送付したり、安衛研のホームページに載せたりするとどまり、十分な普及が図られているとはいいがたい現状にある。

・安衛研と労福機構を統合することにより、労福機構の産業保健推進センター等と連携し、産業医を始めとした産業保健の専門家を通じて、職場に直接普及していくためのチャンネルが確保されることになり、研究成果をより広く社会に還元していくことが可能になる。

・さらに、安衛研の研究成果等を活用し、産業保健推進センターにおける研修カリキュラムや資料を開発することにより、産業医等に対する研修の質の向上が促進される。

・また、安衛研が、労福機構と統合することにより、産業保健推進センターが研修や相談を通じて得た全国の事業場の情報や事業場とのつながり等を活用できるようになり、全国的な調査や各地の事業場に対するフィールド調査がよりやりやすくなることで、労働者の健康確保のためのより実践的な研究を実施することが可能となる。

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—